

群馬県屋外広告物条例施行規則 改正案

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○群馬県屋外広告物条例施行規則 昭和四十四年五月十六日規則第三十三号 (許可等の期間の更新の申請等)</p> <p>第十八条 条例<u>第十七条第三項</u>の規定により許可等の期間の更新を申請しようとする者は、当該許可等の期間が満了する日の三十日前までに、屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書（別記様式第十六号）正副二通に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第二十五条第一項で定める大規模な広告物等の安全性を点検する者は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者又は第二十五条第二項各号に規定する資格を有する者でなければならない。</u></p> <p><u>4 （削除）</u></p> <p><u>（点検の基準等）</u></p> <p><u>第二十条の三 条例第二十三条第一項本文の点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、三年を超えない期間ごとに目視、打診等により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により点検を完了した者は、知事が事前に配布する点検済標識（別記様式第十八号の二）を速やかに当該広告物等に貼付し、点検が完了していることを表示するものとする。ただし、壁面広告物等で板</u></p> | <p>○群馬県屋外広告物条例施行規則 昭和四十四年五月十六日規則第三十三号 (許可等の期間の更新の申請等)</p> <p>第十八条 条例<u>第十八条第一項</u>の規定により許可等の期間の更新を申請しようとする者は、当該許可等の期間が満了する日の三十日前までに、屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書（別記様式第十六号）正副二通に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第十八条第二項の規定による安全性の点検の報告は、屋外広告物安全点検報告書（別記様式第十七号）により第一項の申請の際併せて行うものとする。ただし、第二十四条で定める小規模な広告物等については、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第二十五条第一項で定める大規模な広告物等の安全性を点検する者は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者又は第二十五条第二項各号に規定する資格を有する者でなければならない。</u> <u>（新設）</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>面に直接貼付することが困難なものについては、事業所に第五項に定める屋外広告物安全点検報告書と同等のものを点検後三年間備えることで代えるものとする。</u></p> <p><u>3 条例第二十三条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>一 条例第三十三条第一項の規定による講習会（第二十八条から第三十条までにおいて「講習会」という。）の課程を修了した者又は条例第三十四条第一項第三号に掲げる者（以下これらの者を「講習会修了者」という。）</u></p> <p><u>二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士</u></p> <p><u>三 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者</u></p> <p><u>四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p><u>五 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習の修了者</u></p> <p><u>六 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係るもの</u></p> <p><u>4 条例第二十三条第一項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む。）、アドバルーン、壁面に直接塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物</u></p> <p><u>二 法令の規定により条例第二十三条第一項本文の点検と同程度以上の点検を実施することとされているもの</u></p> <p><u>三 前二号に掲げるもののほか、知事が条例第二十三条第一項の規定に</u></p> | |

